

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月25日 14時45分ごろ
発生場所	大分県杵築市加貫鼻東方沖 臼石鼻灯台から真方位182° 2.9海里付近 (概位 北緯33° 21.5′ 東経131° 42.0′)
事故の概要	液化ガスばら積船瑞光丸は、錨泊中、また、漁船天理丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月26日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液化ガスばら積船 瑞光丸、749トン 135984、イノガストラスポーツ株式会社 B 漁船 天理丸、4.98トン OT3-8686（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか6人が乗り組み、加貫鼻東方沖において空船の状態 で船橋を無人とし、黒球を掲げて錨泊していた。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、底引き網漁を行う目的で、漁場 に向けて加貫鼻東方沖を約6ノットの対地速力で自動操舵により南東 進中、船長Bが、前路に他船を認めなかったため、他船はいないもの と思い、船尾で網の手入れを行っていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で左側頭部に切創及び左肩から左腕にかけて 打撲を負った。
分析	A 船は、船橋を無人として黒球を掲げて錨泊していたところ、B船 が衝突したものと考えられる。 B 船は、加貫鼻東方沖を南東進中、船長Bが、船尾で網の手入れを していて見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に 気付かず、A船に衝突したものと考えられる。 船長Bは、前路に他船を認めなかったことから、他船はいないもの と思い、船尾で網の手入れを行っていたものと考えられる。

原因	本事故は、B船が、加貫鼻東方沖を南東進中、船長Bが、船尾で網の手入れをしていて見張りを行っていなかったため、前路で錨泊中のA船に気付かず、A船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。